

(平成23年8月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 1 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 7 件 |
| 国民年金関係 | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 6 件 |

徳島厚生年金 事案702

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B支店における資格喪失日に係る記録を昭和56年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年3月31日から同年4月1日まで
昭和50年4月1日にA事業所B支店に入社後、申立期間についても正社員同様に勤務していた。

また、昭和56年3月分の給与明細書において、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかし、同社における厚生年金保険被保険者資格喪失日が昭和56年3月31日と記録されており、申立期間に係る被保険者記録が無い。

申立期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「会社の決算日である昭和56年3月31日から決算日以後の同年4月15日まで、決算報告書の作成や後任者であるC氏への事務引継を行っており、申立期間においても、それまでと変わらずに勤務していた。」と主張しているところ、申立期間当時の上司であり、現在、A事業所B支店の支店長であるD氏は、「申立人の後任者として、C氏がアルバイト社員として入社したのは間違いない。正社員が決算日の前日に退職し、決算日の業務を後任のアルバイト社員に任せるとするのは通常考えにくい。」と供述していることなどから判断すると、申立人が申立期間において、正社員同様に勤務していたものと推認される。

また、申立人が所持する申立期間に係る昭和56年3月分の給与明細書に

において、厚生年金保険料として5,251円が控除されていることが確認できるところ、当該控除額は、申立人の申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において確認できる資格喪失時点（昭和56年3月31日）の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額と一致している上、当該事業所は、「当社では、申立期間当時から厚生年金保険料を当月控除しており、昭和56年3月分の給与から控除している厚生年金保険料は、同年3月分の保険料であると思われる。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する昭和56年3月分の給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、i) 申立人の申立事業所に係る雇用保険における離職日及び申立事業所保管の職員カードにおける申立人の離職（退職）日は、いずれも昭和56年3月30日となっており、前述の被保険者原票において確認できる厚生年金保険被保険者の資格喪失日と符合していること、ii) 事業主が資格喪失日を56年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同年3月31日を厚生年金保険被保険者の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

徳島国民年金 事案652

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から53年3月まで

私が会社を退職した後、亡くなった父親が私の国民年金の加入手続きを行い、母親の国民年金保険料と一緒に集落の納付組合を通じて保険料を納付してくれたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得ができないため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の手帳記号番号を持つ被保険者の資格取得状況から判断すると、昭和54年1月以降に払い出されたものと推認でき、当該時点においては、申立期間は過年度納付となるどころ、申立人から過年度納付をうかがわせる供述は得られない上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金加入手続き及び保険料納付に関与しておらず、これらを行ったとする申立人の父親は既に死亡していることから、国民年金への加入状況、保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人の父親が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島厚生年金 事案703

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年1月から22年4月まで
昭和20年1月から22年4月までの期間において、A事業所に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無い。
勤務していたのは確かなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のことを記憶する当時の同僚の供述等から判断すると、申立人がA事業所において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A事業所は既に解散しており、同事業所の業務を引き継いだとうかがえるB事業所へ照会したが、A事業所当時の賃金台帳等は保管されていないと回答していることなど、申立人のA事業所における勤務期間、勤務形態及び給与からの厚生年金保険料控除等を確認できる関連資料等は得られない。

また、A事業所に係る事業所別被保険者名簿において被保険者記録が確認できる同僚のうち、申立人が記憶する同僚を含む二人から供述が得られたが、厚生年金保険の加入に係る取扱いや申立人の給与からの厚生年金保険料の控除等をうかがわせる具体的な供述は得られなかった。

さらに、申立人が記憶する複数の同僚についても、前述の事業所別被保険者名簿において氏名等が確認できないことなどから判断すると、A事業所では、必ずしも全ての職員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

加えて、A事業所に係る事業所別被保険者名簿の健康保険番号1番（昭和19年5月10日資格取得）から同27番（昭和23年2月1日の最終の資格取得者）までに、申立人の氏名は確認できず、このほか、申立人の給与から、事業主により申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうか

がわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

徳島厚生年金 事案704

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年11月4日から25年2月5日まで
② 昭和27年3月1日から28年4月1日まで
③ 昭和31年7月4日から34年5月22日まで

厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、申立期間について、脱退手当金が支給済みとなっているが、私は脱退手当金の請求手続きを行ったことや、脱退手当金を受け取ったことも無い。

調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金は、申立期間の最終事業所であるA事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月半後に支給決定されている上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）へ、昭和34年7月8日付けで回答した記録が確認できることなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の前後に被保険者記録が確認できる女性63人のうち、脱退手当金の受給要件を満たす者で、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和34年5月22日）前後に被保険者資格を喪失した者12人の脱退手当金の支給記録を確認した結果、10人に支給記録があり、10人全員が、申立人同様、被保険者資格喪失日から5か月以内に支給決定されている上、当該同僚のうち二人は、「脱退手当金の請求手続きは会社が代理で行ってくれた。」と回答していることなど、申立期間当時、事業主による代理請求が行われていた

可能性がうかがえる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年10月20日から23年1月12日まで
厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A事業所に係る脱退手当金が支給済みとなっていることを知った。

私は脱退手当金の手続を行っておらず、脱退手当金を受け取っていない。調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金は、A事業所に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から14日後の昭和23年1月26日に支給決定されている上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の保険給付欄には支給記録が記載されており、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然な点は見当たらない。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の前後で管理されている被保険者計102人について記録を確認した結果、申立人と同時期に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、脱退手当金の支給記録がある同僚5人が確認できるところ、当該同僚5人全員が申立人同様、被保険者資格喪失日から1か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該同僚のうち、申立人と被保険者資格喪失日が同一の同僚は、「会社が脱退手当金の請求の手続を行っていた。」と供述していることなどから、事業主による代理請求が行われていた可能性がうかがえる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

徳島厚生年金 事案706

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から55年3月まで
申立期間について、A事業所に勤務した。

申立期間前にも勤務していた期間があり、そのときの厚生年金保険の被保険者記録は確認できるものの、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の元代表取締役は、「申立人は確かに勤務していたが、勤務期間までは覚えていない。申立期間当時の資料が保管されていないため、厚生年金保険の加入状況や保険料の控除など、詳細は分からない。」と回答しており、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述は得られない。

また、申立事業所に係る事業所別被保険者名簿において、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった昭和51年11月1日から適用事業所に該当しなくなった55年6月1日までの期間に、厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる、申立人を除く14人のうち、所在の確認できた8人に文書で照会したところ、3人から回答が得られたが、申立人が申立事業所に勤務していた期間を具体的に特定する供述、及び申立期間において、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

さらに、申立事業所に係る事業所別被保険者名簿において、前述の元代表取締役に係る厚生年金保険の被保険者記録が見当たらないこと、及び前

述の同僚3人のうち、二人が社会保険加入の希望を聞かれたと回答していることから判断すると、申立期間当時、申立事業所では、必ずしも従業員の全てを厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

加えて、前述の被保険者名簿によると、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった昭和51年11月1日から適用事業所に該当しなくなった55年6月1日までの期間において、申立人に係る記録は、52年4月10日資格取得、53年2月5日資格喪失のみであり、ほかに申立人の氏名等は見当たらず、欠番も無い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②及び③について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間④について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年12月2日から29年3月11日まで
② 昭和29年4月1日から同年11月20日まで
③ 昭和29年12月12日から30年11月10日まで
④ 昭和30年11月20日から32年11月1日まで

申立期間①についてはA丸、申立期間②についてはB丸、申立期間③についてはC丸に乗り組んで船員として勤務していたにもかかわらず、申立期間①、②及び③に係る船員保険の被保険者記録が無い。

また、申立期間④については、D事業所にE業務員して勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

調査の上、船員保険及び厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②及び③について、申立人が各申立期間に係る業務の内容等を具体的に供述していることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が各申立期間に係るそれぞれの船舶に乗り組んでいたことはうかがえる。

しかしながら、船舶所有者台帳において、申立人が乗船していたとする各申立期間に係る船舶が船員保険の適用船舶であったことは確認できない。

また、申立人は船員手帳を所持していない上、各申立期間に係る船舶の所有者等を記憶していないことから、申立人の申立期間における勤務実態、船員保険の加入状況及び船員保険料の控除を確認できる関連資料

等は得られない。

さらに、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料は無く、関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、各申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間④について、申立人がD事業所の所在地及び業務の内容等を具体的に供述していることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がD事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、事業所原簿及びオンライン記録において、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当していたことは確認できない。

また、元事業主は、「D事業所は当初より個人事業所として営業していた。当該事業所は既に廃業しており、事業に係る書類は保管していないので当時の状況は不明である。」と供述している上、申立人は、当時の同僚の氏名等を記憶していないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる資料及び供述は得られない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

徳島厚生年金 事案708

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月1日から同年7月1日まで

私は、A事業所B施設に、平成2年4月1日から3年3月24日までの期間においてC職員として勤務したが、勤務当初の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

年金事務所の記録によると、申立期間は国民年金に加入していることになっているが、平成2年4月9日にD事業所から辞令を受けており、申立期間についてA事業所B施設に勤務していたことは確かなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された辞令書及びD事業所から提出された職員辞令簿によると、申立人が、申立期間のうち、平成2年4月9日から同年5月7日までの期間、同年5月8日から同年6月7日までの期間及び同年6月8日から同年6月30日までの期間において、A事業所B施設にC職員として勤務していたことは確認できるが、同年4月1日から同年4月8日までの期間については、申立人が同施設に勤務していたことが確認できない。

また、厚生年金保険法第12条では、「次の各号のいずれかに該当する者は、第9条（被保険者）及び第10条第1項（任意単独被保険者）の規定にかかわらず、厚生年金保険の被保険者としない。」と規定されており、同条第2号では、厚生年金保険の被保険者としない者について「臨時に使用される者であって、2月以内の期間を定めて使用される者」と規定されているところ、前述の辞令書及び職員辞令簿によると、申立人の厚生年金保険の被保険者記録が確認できる平成2年7月1日から3年3月25日までの期間に係る任用期間は、2か月を超えた期間であることが確認できるが、申立期間に係る任用期間は、いずれも2か月に満たない期間であることが確認できる。

さらに、D事業所では、申立期間当時の賃金台帳や社会保険関係資料等は保管されておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況、給与からの保険料控除の状況について確認することができない上、申立人は、申立期間に係る給料及び諸給与支給内訳明細書を所持しているものの、当該明細書において厚生年金保険料の控除は確認できない。

加えて、D事業所に係るオンライン記録によると、平成2年1月8日から申立人が厚生年金保険被保険者の資格を取得した同年7月1日までの期間において、厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に、申立人の氏名等は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。